

山野目章夫教授による 公嘱協会設立40周年記念研修を開催！



当協会は昭和61年の司法書士法改正により設立され、来年令和8年に40周年を迎えます。

40周年記念事業として、不動産登記法研究の第一人者である山野目章夫教授による研修を実施いたします。

山野目先生の研修を受けられる貴重な機会です。
皆様奮ってのご参加をお待ちしております。

テーマ「～司法書士と公共嘱託登記司法書士協会～その展望～」

日時：令和7年9月17日(水) 午後6時00分～午後9時00分

場所：日司連ホール（Zoomウェビナーで同時配信）

対象：当協会社員、東京司法書士会会員

講師：山野目章夫先生（早稲田大学大学院法務研究科教授）

定員：日司連ホール100名・Web480名

締切：令和7年9月5日（金曜日）午後4時

単位：乙類3単位 参加費用：無料

お申込み：下記URLまたはQRコードにて

日司連ホール

<https://x.gd/7rFl8>



Zoomウェビナー

<https://x.gd/mkUMm>



～公嘱協会に入会しませんか？～

<http://www.tokyo-koshoku.or.jp/procedure/> ←入会案内

公益社団法人 東京公共嘱託登記司法書士協会

事務局 TEL 03-3359-3345

新 理 事 紹 介

令和7年度に新しく就任した理事よりご挨拶申し上げます。

理事長 高野守道



現在、我々の社会は東日本大震災後に顕著になった所有者不明土地問題に対し、民法・不動産登記法の改正や相続土地国庫帰属制度の制定等によって、その解決を模索しています。協会においても、法務省の長期相続登記等未了問題解消事業を毎年のように落札し、その一端を担ってまいりました。今後もこの方針を継続していきます。

当協会は、このような社会全体に関わる規模の大きい事業だけではなく、一つの賃借権抹消登記のように規模の小さい事業も受託しています。官公署等が具体的な案件で困ったとき、誰かに相談したいとき、我々に話が持ち込まれます。当協会が、官公署等の権利の登記の相談役や担い手として設立されたという経緯を考えれば、単位会が司法書士業務を受託できる法人ではない以上、我々の存在意義は小さくないはずです。

また、司法書士のみで構成された当協会が公益に資すること、すなわち官公署等の事業へ助力することは、司法書士全体の評価につながるものです。一つの例としては、自然災害発生後の対応があります。南海トラフや首都直下型地震の発生が予測されるなか、当協会が機能し続けていればこそ非常時における機動的な対応が可能であり、当協会が公益に資することができれば、それは司法書士全体への評価にもつながります。

今年は公嘱協会設立40周年の年です。私たち新執行部は、40年前の設立に至る社会的要請から始まった先人のたゆまない努力とその結果の上に現在があることを胸に刻み、官公署等の要請に応えられ続けることができる組織でありますよう健全な運営と司法書士としての研鑽を心掛けてまいりますので、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

理事 中居 優（総務部長）



今年度より理事（総務部部长）を拝命することとなりました。甚だ微力ながら、これまでの経験を活かし、会の事業執行がスムーズに進行するよう鋭意務めて参ります。

よろしくお願い致します。

理事 宮本 普雄（事業部長）



この度、理事に就任いたしました宮本普雄(多摩地区)です。事業部長を務めることとなり、改めて身が引き締まる思いです。

自身の役割を果たして参りたく存じますので、ご指導ご鞭撻の程、何卒お願い申し上げます。

理事 今関 周子（事業部）



事業部と杉並、調布、田無地区を担当致します。

力不足でございますが、いただいたご縁を大切に、意味と意義を考えながら関わっていければと思います。ご指導・ご支援をいただければ幸いです。

理事 大高 潤司（事業部）



今期より理事職を務めることとなりました、新宿地区の大高潤司と申します。

不慣れな立場でございますが、協会の存続と発展のため尽力いたします。

皆様どうぞよろしくお願い申し上げます。

理事 岡本 明子（経理・労務部）



このたび理事を拝命いたしました、千代田支部司法書士法人鈴木総合事務所の岡本と申します。千代田、台東、北・荒川の各地区を担当いたします。

いきなりわからないことだらけだったりしますが、皆様のお役に立てるよう精一杯やってまいります。よろしくお願いいたします。

外部理事 黒田 憲二

（一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会常任理事）



今般の「公益法人制度の改正」のより、外部からの理事として推薦を受け就任いたしました。

隣接士業ながら、解らないことばかりですが、司法書士協会のよいスパイスとなれば幸いです。

活かすのはみなさま次第です。

～相続道場 第2回～

「数次相続が生じて相続人が1名となった場合の 相続登記について」

事例 所有権の登記名義人Aが死亡し、Aの法定相続人はB及びCのみである。Aの死亡後にBが死亡し、Bの法定相続人がCのみである場合、下記の2つのケースで、CはCを単独の相続人とする所有権の移転の登記の申請をすることができるか？

ケース1

Aの遺産分割協議がされないままBが死亡した場合

CはAの遺産の分割をする余地はないことから、CがA及びBの死後にAの遺産である不動産の共有持分を直接全て相続し、取得したことを内容とするCが作成した書面は、登記原因証明情報としての適格性を欠くものとされている。

（東京高裁平成26年9月30日判決（平成26年（行コ）第116号処分取消等請求控訴事件）及び東京地裁平成26年3月13日判決（平成25年（行ウ）第372号処分取消等請求事件）参照）

→ よって申請はできない。

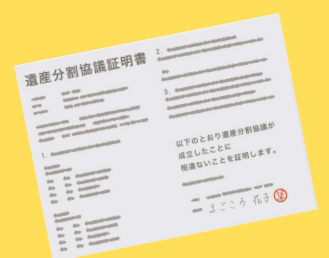
ケース2

BとCの間でCが単独でAの遺産を取得する旨の Aの遺産の分割の協議が行われた後Bが死亡した場合

遺産の分割の協議は要式行為ではないことから、Bの生前にBとCの間で遺産分割協議を行った場合、遺産分割協議書が作成されていなくとも、当該協議は有効であり、また、Cは当該協議の内容を証明することができる唯一の相続人であるから、当該協議の内容を明記してCがBの死後に作成した遺産分割協議証明書は

登記原因証明情報としての適格性を有し、これがCの印鑑証明書とともに提供されたときは、相続による所有権の移転の登記の申請に係る登記をすることができる。

（平成28年3月2日民二153回答）



→ よって申請できる。